令和７年（フ）第８１号
栃木県佐野市堀米町2626―１　サウスベルク101
破産者　合同会社ＴＫ
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和７年（フ）第１６５号
栃木県足利市花園町16番地２
破産者　株式会社　高橋製作所
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第３０号
千葉県木更津市請西東三丁目17番地12
破産者　株式会社アールシーコーポレーション
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１２６号
千葉県袖ケ浦市蔵波1985番地２
破産者　櫻山　吉秋
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４１号
千葉県木更津市港南台４丁目７番地１
破産者　秋山　亮太
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４３号
千葉県木更津市畑沢南二丁目36番２号
破産者　株式会社白木屋本舗
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和８年（フ）第１４４号
千葉県君津市南子安９丁目１番25号　203、前住所千葉県君津市南子安９丁目１番25号　202
破産者　平岡　輝美
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

令和５年（フ）第３２２１号
大阪市中央区東心斎橋１丁目10番７号
破産者　株式会社ヴイクトワール
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７８号
大阪府東大阪市足代北２丁目16番４号１―Ａ
破産者　株式会社エコマック
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和６年（フ）第２３号
山口県萩市大字椿東3140番地の３
破産者　有限会社萩モータース
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第２３５０号
福岡市城南区鳥飼７丁目23番13号
破産者　上原　聡彦
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５９３号
仙台市宮城野区榴岡２丁目２番24号
破産者　株式会社オルジ・ド・リュミエール
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４０号
群馬県みどり市笠懸町鹿2001番１
破産者　有限会社鈴木技研
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和７年（フ）第３３１７号
神奈川県大和市福田３丁目16番地12山清ビル１号
破産者　株式会社フォルス
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５４５号
横浜市鶴見区生麦１丁目10番16号
破産者　合同会社ａｍａｎｔｅ
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７１号
滋賀県彦根市和田町41番地11
破産者　株式会社三共
１　決定年月日　令和８年10月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

令和７年（フ）第７７１１号
東京都中央区新富１丁目７番９―２Ｆ
破産者　株式会社マック・ミック
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５８号
埼玉県所沢市荒幡618番地28
破産者　株式会社ナツキ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第３５９号
東京都東大和市桜が丘４丁目340番地１
破産者　有限会社タジマ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第８４６号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目61―３―101
破産者　福永　洋子
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２３２７号
東京都杉並区桃井４丁目１―17―102
破産者　小島　大介
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２６２１号
東京都東久留米市中央町６丁目２番14号
破産者　有限会社南紀畜産
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第２８９９号
東京都杉並区西荻北４丁目13番16号
破産者　株式会社ＴＡＲＴＡＮ
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部